



埼玉県報

第 2869 号
平成 29 年(2017 年)
1 月 27 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 手術器材の単価契約に関する入札公告（総合リハビリテーションセンター）
- 農業振興地域の区域の変更（農業政策課）
- 農業振興地域の区域の変更（農業政策課）
- 農業振興地域の区域の変更（農業政策課）
- 農業振興地域の区域の変更（農業政策課）
- 農業振興地域の区域の変更（農業政策課）
- 肥料の登録に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料取締法の規定による登録事項の変更に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録失効に関する告示（病虫害防除所）
- 飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 飯能都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 入間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 入間都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 朝霞都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 志木都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 和光都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 川越都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 狭山都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 坂戸都市計画区域区分の変更（都市計画課）

- 毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 毛呂山・越生都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 東松山都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 川口都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 蕨都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 蕨都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 戸田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 戸田都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 上尾都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 鴻巣都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 鴻巣都市計画道路の変更（都市計画課）
- 桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 桶川都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 北本都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 行田都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 春日部都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 久喜都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 久喜都市計画道路の変更（都市計画課）
- 蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 蓮田都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 幸手都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 加須都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 羽生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 羽生都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 熊谷都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 本庄都市計画区域区分の変更（都市計画課）

- 小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 小川都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 桶川市加納原土地区画整理組合の設立の認可（市街地整備課）
- 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更（建築安全課）
- 「埼玉県議会だより」の新聞折り込み及び配布業務に関する入札告示（政策調査課）
- 県道川越所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道川越所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道所沢青梅線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）
- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

告 示

埼玉県告示第六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スタジオスペース

三 代表者の氏名

秋葉 克巳

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字久米二百六十七番地の十五

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもたち、お年寄り、障がい者の方々に対して主に国産材・間伐材を利用した遊具製作、おもちゃ製作を行い健全な子育て支援、リハビリテーションの支援などに寄与する事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉農業おうえんしたい

三 代表者の氏名

梶島 邦江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市大字北入曾千十五番地の一アトリエ二百二

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県内の農山村に対し、農業振興策を講じ、まちづくりの活動を行い、農山村の振興、活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域ケアネットみらい

三 代表者の氏名

河野 昭

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西三丁目四番地十六

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民全てに対し、地域住民同士が助け合って、子育て、高齢者の介護等に関する事業を行うことにより、もって地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人拾忍の会

三 代表者の氏名

浅見 征雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市桜町二丁目二十七番十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域に居住する高齢者や障害者に対して「ふれあいと健やかな食生活」を提供し、誰でも豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

手術器材 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで

(4) 履行場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、本県が示す予定数量及び入札者が見積もった単価に従って計算した総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、「医療機器」に登録している者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業

の許可を受けている者であること。

- (6) 購入する手術器材について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒362-8567 埼玉県上尾市西貝塚148番1 埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担当 小澤 電話048-781-6744（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年3月28日（火）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年3月27日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年3月28日（火）午前11時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県総合リハビリテーションセンター 平成29年3月28日（火）午前11時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年3月8日（水）午前11時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成29年2月6日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成29年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該
金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Prosthetic joints for use at the Saitama Rehabilitation Center.

(2) Deadline for Submissions:

By the Electronic Bidding System: 11 a.m. on Tuesday, March 28, 2017

By registered mail: 5 p.m. on Monday, March 27, 2017

In person: 11 a.m. on Tuesday, March 28, 2017

(3) Location of Bidding and Contact Information:

Property and Supply Management Division,

Saitama Rehabilitation Center

NishiKaitsuka 148-1, Ageo-shi, Saitama-ken 362-8567

Ph. 048-781-6744

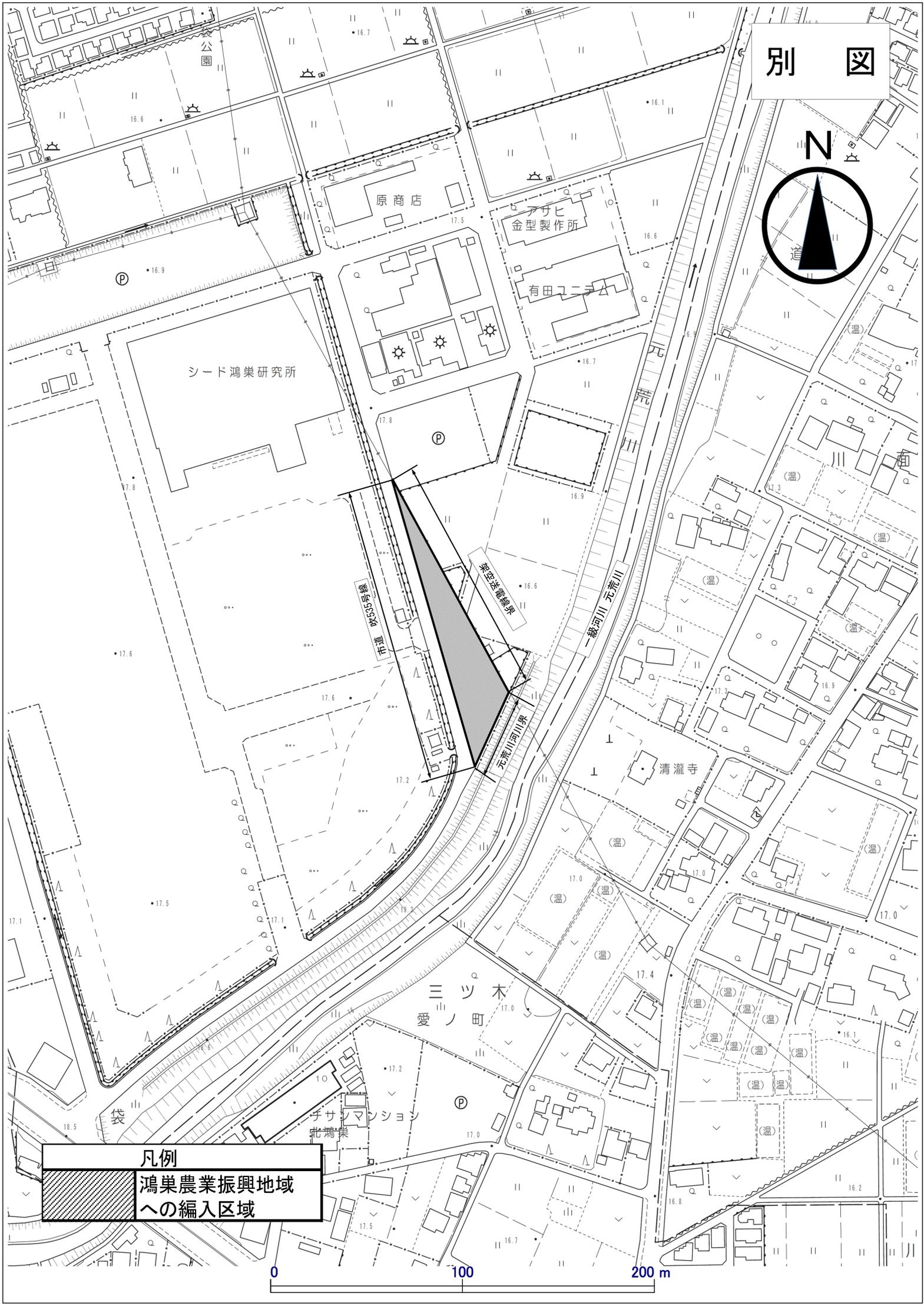
告 示

埼玉県告示第七十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、鴻巣農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司



別 図



凡例
鴻巣農業振興地域
への編入区域

0 100 200 m

告 示

埼玉県告示第七十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、坂戸農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

別図



凡例 (1/3500)



坂戸農業振興地域から除く区域

告 示

埼玉県告示第七十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、本庄農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

別 図



告 示

埼玉県告示第七十七号

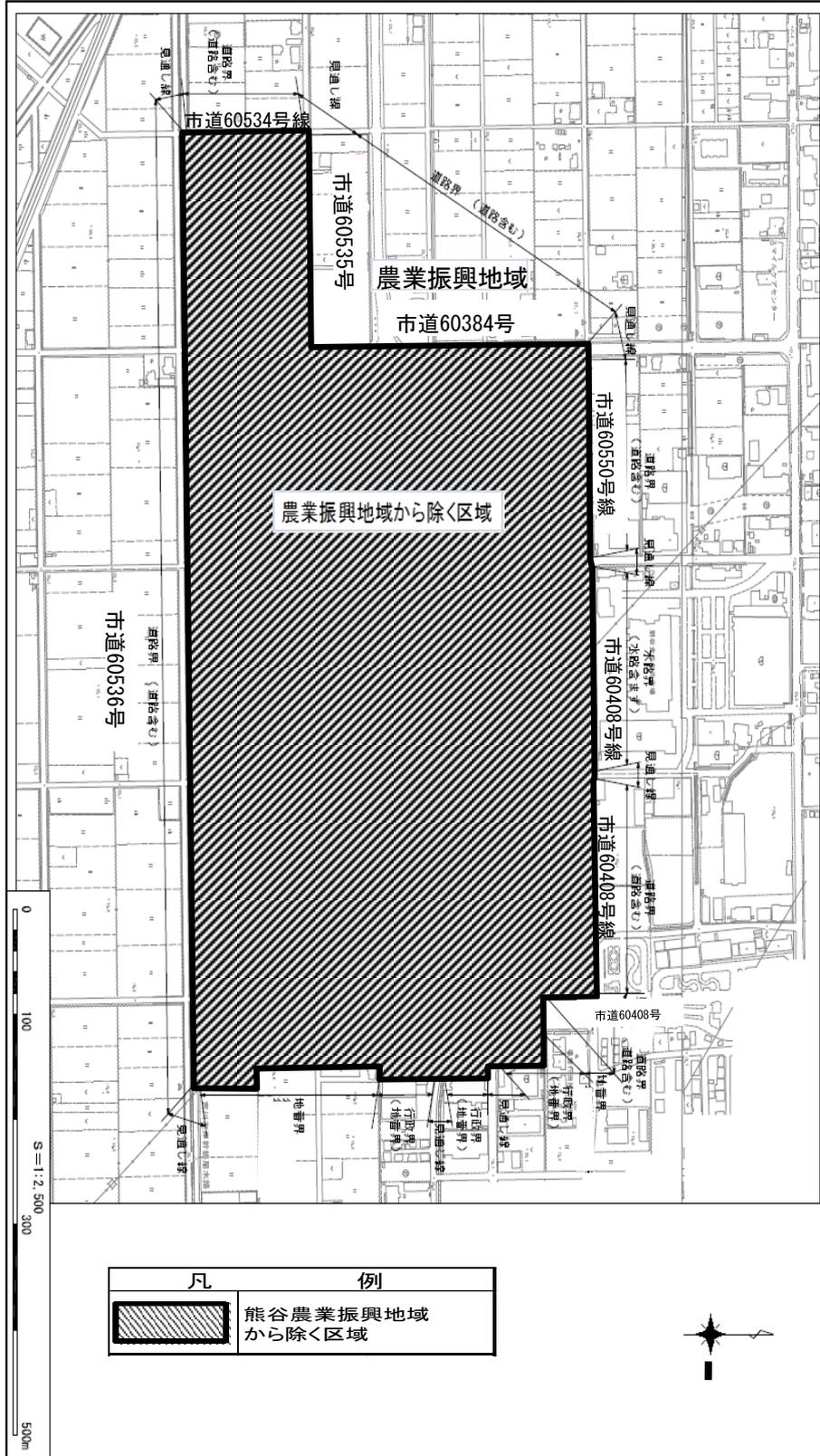
農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、熊谷農業振興地域の区域を別図1及び別図2のとおり変更する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

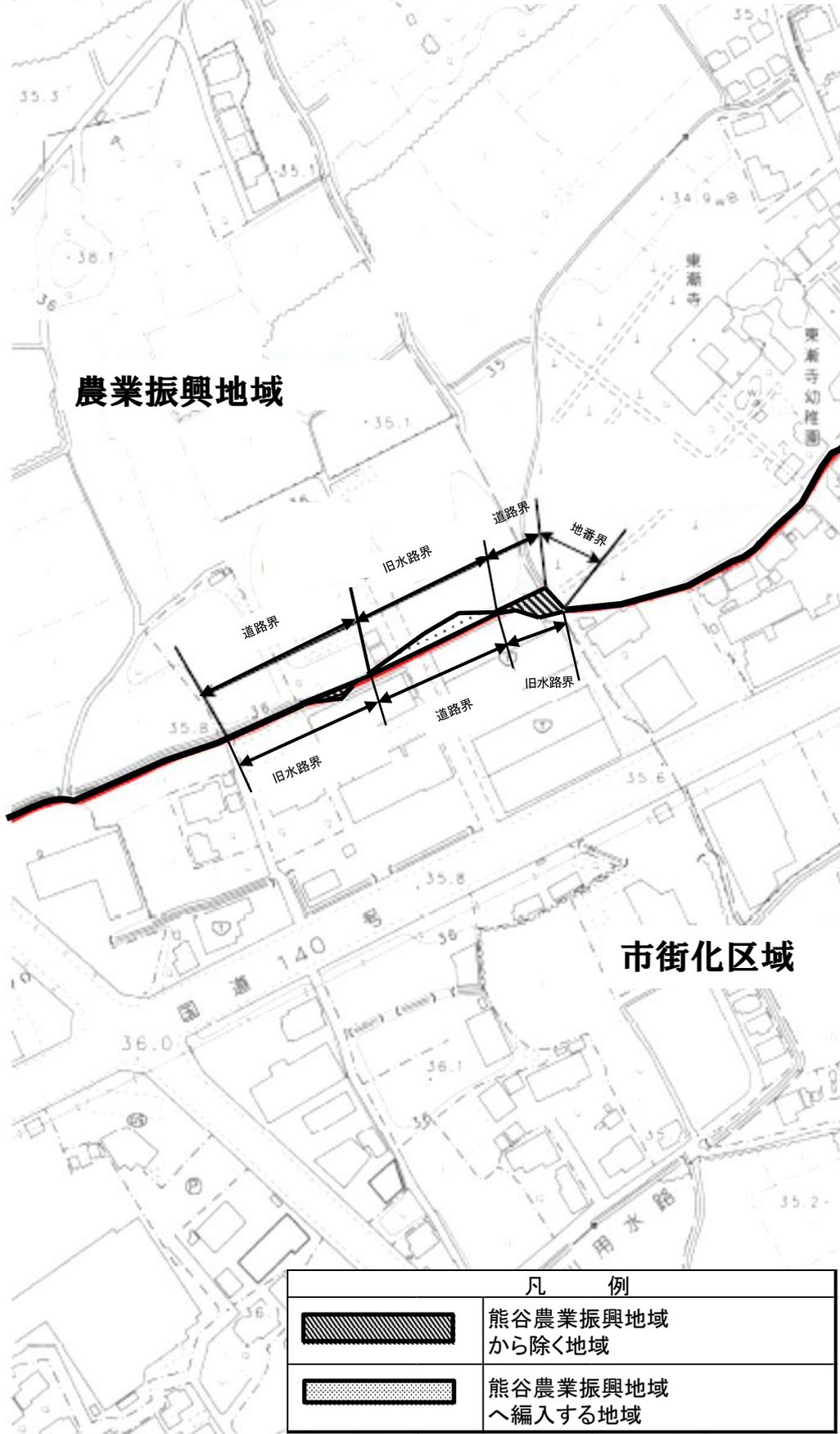
熊谷流通センター地区

別図1



石原・広瀬地区

別図 2



告 示

埼玉県告示第七十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、久喜農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

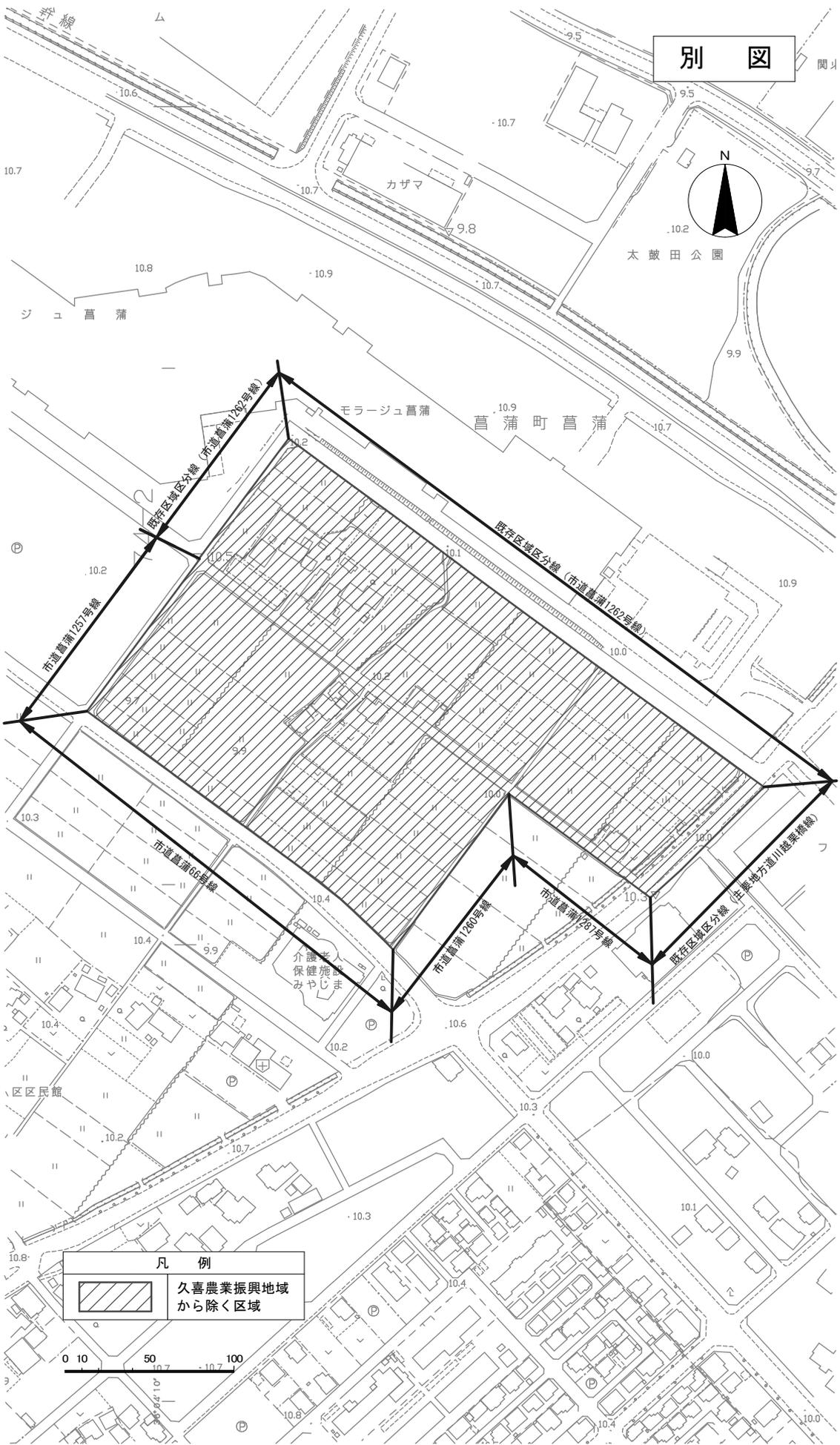
平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

別 図



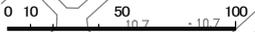
太 鼓 田 公 園



凡 例



久喜農業振興地域
から除く区域



告示

埼玉県告示第七十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、平成二十八年十二月二十二日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第六九二号	混合有機質肥料	園芸有機入り46号	窒素全量 四・〇 りん酸全量 六・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	平成三十一年七月二十一日	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地

告示

埼玉県告示第八十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六〇七号	米ぬか油 かす及び その粉末	5・5米 ぬか油か す粉末	窒素全量 二・五 りん酸全量 五・五 加里全量 一・〇	平成三十四 年七月十九 日	ポーソー油脂株式 会社 東京都中央区日本 橋本石町四丁目五 番十二号
埼玉県第 四八八号	消石灰	最上特選 消石灰	アルカリ分 七十二・〇	平成三十四 年八月九日	秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番六号
埼玉県第 六三三号	消石灰	アグリ7	アルカリ分 七十二・〇	平成三十四 年八月十一 日	秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番六号
埼玉県第 四八九号	消石灰	72菱印 特選消石 灰	アルカリ分 七十二・〇	平成三十四 年八月九日	菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町十番地二

五九一 号	埼玉県第 消石灰		六六六 号	埼玉県第 乾燥菌体 肥料		五九〇 号	埼玉県第 乾燥菌体 肥料		五八九 号	埼玉県第 乾燥菌体 肥料
灰	防散消石		07	K I W O		号	肥料62		号	肥料52
アルカリ分 七十二・〇	と お り	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	りん酸全量 四・五	窒素全量 五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	りん酸全量 二・〇	窒素全量 六・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	りん酸全量 二・〇	窒素全量 五・〇
日	平成三十四 年十一月三 日		日	平成三十一 年九月三十 日			平成三十一 年十月五日			平成三十一 年十月五日
富山町十番地二	東京都千代田区神田	菱光石灰工業株式会 社	地	埼玉県狭山市大字上 広瀬千二百五十四番 地	キリンチルドビバレ ツジ株式会社		埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地	朝日工業株式会社		埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地

埼玉県第 六六〇号	乾燥菌体 肥料	東水1号	窒素全量 五・五 りん酸全量 一・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十一年十二月十日 五日	東洋水産株式会社 東京都港区港南二丁目十三番地四十号
埼玉県第 六八五号	混合有機 質肥料	混合有機 322	窒素全量 三・〇 りん酸全量 二・五 加里全量 二・五 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十一年十二月十日 八日	兼松アグリテック株 式会社 茨城県神栖市東深芝 四番地七

告 示

埼玉県告示第八十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に変更があつた旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	肥料の種類	変更事項	変更内容	
埼玉県第 六〇七号	米ぬか油かす 及びその粉末	ボーソー油脂 株式会社 代表者の変更	変更前	代表取締役 垂水 龍介
埼玉県第 六六七号	乾燥菌体肥料	株式会社明治 本社住所の変 更	変更前	東京都江東区新砂一丁目二番十号
			変更後	代表取締役 片岡 治男
			変更後	東京都中央区京橋二丁目二番一号

告示

埼玉県告示第八十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 五三一号	加工家きん ふん肥料	千成加工家きん ふん肥料	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿七百 五十三番地一
埼玉県第 六三五号	なたね油か す及びその 粉末	粒状菜種油粕	窒素全量 五・〇 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡 瀬二百二十二番地
埼玉県第 六三四号	消石灰	アグリ65	アルカリ分 六十五・〇	秩父石灰工業株式会社 東京都中央区新川一丁 目八番六号

告 示

埼玉県告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、飯能都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、入間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、入間都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、朝霞都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志木都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、狭山都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、坂戸都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、毛呂山・越生都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川口都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、蕨都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、蕨都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、戸田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、戸田都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、上尾都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、桶川都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、北本都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、行田都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、春日部都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、久喜都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、久喜都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、蓮田都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、加須都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、羽生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、羽生都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、熊谷都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、本庄都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、小川都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十四条第一項の規定により土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により公告する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市加納原土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十九年一月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字加納字原の一部

四 事務所所在地

埼玉県桶川市大字加納千五百五十番地

五 設立認可の年月日

平成二十九年一月二十七日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び桶川市役所の掲示場に掲示して行う。

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第七号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三(ニ)欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築安全課において縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

変更に係る区域

鴻巣市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

告 示

埼玉県告示第四百四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務 2,207,970部×4回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日（土）まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札書には、8ページ物（2回）1部当たりの単価及び4ページ物（2回）1部当たりの単価並びに各単価に予定数量と回数を乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された合計額に当該合計額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 連絡調整のための担当者を2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、速やかに指示に対応できる体制がとれること。

(6) 納入された「埼玉県議会だより」を一時保管する場所を確保できること。

- (7) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する県内の全世帯（県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に「埼玉県議会だより」を同日一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 宮原 電話048-830-6257（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県議会事務局総務課分室 平成29年4月4日（火）午後2時

- (4) 郵送による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 平成29年4月3日（月）午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$(\text{入札書に記載する金額（8ページ物1部当たりの単価）} \times 2,207,970\text{部} \times 2\text{回} + \text{入札書に記載する金額（4ページ物1部当たりの単価）} \times 2,207,970\text{部} \times 2\text{回}) \times 1.08 \times 0.05$

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$(\text{契約単価（8ページ物1部当たりの単価）} \times 2,207,970\text{部} \times 2\text{回} + \text{契約単価（4ページ物1部当たりの単価）} \times 2,207,970\text{部} \times 2\text{回}) \times 1.08 \times 0.1$

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1)の提出場所に平成29年 3 月 17 日（金）午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第106号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年 2 月 6 日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者から提出された報告書に基づき検査を行い、当該検査後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成29年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and

newspaper insertion of “Saitama Prefectural Assembly News” 2,207,970
copies four times per year

- (2) Time-limit for tender : 2:00 p.m., April 4, 2017 (tender submitted by mail
5:00 p.m., April 3, 2017)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Group, Legislature and
Research Division, Saitama Prefectural Assembly Secretariat,
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone
048-830-6257

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>まで 同市新宿町三丁目一番三一地先</p>	<p>川越市新宿町三丁目一番三一地 先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一六・六〇〃 二〇・〇五</p>	<p>一六・六〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二・四〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>交差点改良工事 による</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>川越所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市新宿町三丁目一番三一地先から 同市新宿町三丁目一番三一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年一月二十七日</p>
<p>備 考</p>	<p>交差点改良工事による。 平成二十五年八月二日埼玉県川越 県土整備事務所長告示第二十二号 及び平成二十九年一月二十七日埼 玉県川越県土整備事務所長告示第 五号で告示した道路予定区域の供 用開始である。 延長一三・三〇メートル</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢青梅線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
入間市宮寺字城ノ腰五三九番地先 から同市宮寺字小ヶ谷後六一一番三 地先まで		区 間
七・三〇〇 一七・五二	七・三〇〇 八・五二	敷地の幅員 (メートル)
一〇八・二九		延長 (メートル)
交差点改良事業による。		備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年一月六日

指令越建セ第二八〇〇〇九二号

二 検査済証番号

平成二十九年一月二十日

越建セ第三九四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字本郷九百十七番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸九百十六番地四

日下部 元軌

雑 報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成28年11月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
ひまし油かす及びその 粉末	朝日工業株式会社	粒状ひまし油かす	主成分-TN、TP、TK				
乾燥菌体肥料	朝日工業株式会社	乾燥菌体肥料2号	主成分-TN、TP、Cd				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、Cd-カドミウム全量

4 検査の概要について、指摘事項がない場合は空欄とする。

雑 報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成28年11月分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検査の結果									備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
たい肥	有限会社エー・アイ	馬ふんたい肥エクセレント	0.54	0.31	1.23	6	29	0.95	39.0	54.3		
		牛ふん堆肥	0.69	0.88	1.30	11	66	0.91	25.8	59.2		
	有限会社斎藤産業	馬ふんたい肥	0.54	0.31	1.23	6	29	0.95	39.0	54.3		
		牛ふん堆肥	0.69	0.88	1.30	11	66	0.91	25.8	59.2		
	株式会社アイル・クリーンテック	アドニス	1.65	1.66	1.12	3	38	0.30	19.4	19.2		
		めばえ	3.23	2.05	2.01	2	93	1.75	9.0	27.9		
		みのり	3.36	0.57	2.04	2	86	2.81	9.0	26.8		
		穂のか	1.62	5.43	1.10	3	54	0.72	18.5	30.6		

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名（及び商品名）	検査の結果									備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他の検査	
米ぬか	木徳神糧株式会社	米の精	2.15	3.05	1.94	0	59	0.07	15.4	11.6		
たい肥	朝日工業株式会社	レオグリーン特I号	3.02	2.89	1.03	5	128	3.04	10.6	10.4		

- 備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。
TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量
2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。